

令和 4 年 1 1 月 2 日

○規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 1 1 月 2 日

小田原市長 守 屋 輝 彦

### **小田原市規則第 3 9 号**

小田原市財務規則の一部を改正する規則

小田原市財務規則（昭和 3 9 年小田原市規則第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条第 1 項第 2 号中「県内及び東京都内手形交換所」を「手形交換所」に改め、同項第 3 号中「県内及び東京都内を支払地と定めたもので、」を削り、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 納付に使用することができる小切手等の支払地の区域は、全国の区域とする。

#### **附 則**

この規則は、令和 4 年 1 1 月 4 日から施行する。